

条番号	現行	変更後
第1条 みずほダイレクトアプリ	1. みずほダイレクトアプリとは 本アプリは、みずほダイレクトを既にご契約されている個人のお客さまが、当行所定の高機能携帯電話端末にインストールしたうえで利用することで、当該高機能携帯電話端末を通じて次条に規定するサービスおよびワンタイムパスワードの表示機能（以下、「本サービス」といいます。）の利用を可能とするアプリケーションです。	1. みずほダイレクトアプリとは 本アプリは、みずほダイレクトを既にご契約されている個人のお客さまが、当行所定の高機能携帯電話端末にインストールしたうえで利用することで、当該高機能携帯電話端末を通じて次条に規定するサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用を可能とするアプリケーションです。
第2条 サービス内容	1. みずほダイレクト利用サービス (1) 本アプリをインストールした高機能携帯電話端末を通じ、高機能携帯電話端末の操作に適した形式で以下のみずほダイレクトのサービスを利用することを可能とするサービスです。 ①みずほダイレクト規定第3条第1項に規定する照会サービスのうち利用口座の残高照会および入出金明細照会（入出金明細のデータのダウンロードを含みます） ②みずほダイレクト規定第3条第4項に規定する振込（当行所定の方式で振込に関する当行所定の情報が登録されたうえで行われる場合に限ります） ③みずほダイレクト規定第3条第5項に規定する振替 ④みずほダイレクト規定第3条第14項に規定するカードローン取引	1. みずほダイレクト利用サービス (1) 本アプリをインストールした高機能携帯電話端末を通じ、高機能携帯電話端末の操作に適した形式で以下のみずほダイレクトのサービスを利用することを可能とするサービスです。 ①みずほダイレクト規定第3条第1項に規定する照会サービスのうち利用口座の残高照会および入出金明細照会（入出金明細のデータのダウンロードを含みます） ②みずほダイレクト規定第3条第4項に規定する振込（当行所定の方式で振込に関する当行所定の情報が登録されたうえで行われる場合に限ります） ③みずほダイレクト規定第3条第5項に規定する振替 ④みずほダイレクト規定第3条第14項に規定するカードローン取引 ⑤みずほダイレクト規定第3条第11項に規定する Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス
第2条 サービス内容	—（新規追加）	5. 第2 暗証番号の表示 本アプリをインストールした高機能携帯端末を通じ、みずほダイレクト規定第2条第1項第3号②に規定する第2暗証番号を表示するものです。
	（2023年12月3日現在）	（2024年11月10日現在）